

宇都宮市「赤ちゃんの駅」事業の概要

1 事業の概要

(1) 事業の目的

乳幼児とその親の外出中に、授乳やオムツ替えのため、気軽に立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、その周知に努めることで、子育て家庭の外出を支援するとともに、官民協働の取組みとすることで、社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図るもの。

(2) 事業の内容

ア 登録要件

下表の①、②の両方、又は、いずれかを提供できるスペースを有する施設を「赤ちゃんの駅」として登録します。

区分	設備の内容
① 授乳の場	<ul style="list-style-type: none">・母親が人目を気にせず授乳できるよう、パーテーション、カーテンなどの仕切りが設けられていること・ミルク用のお湯の提供できること（対応可能な場合のみ） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;">ミルク用のお湯は、厚生労働省のガイドラインに従い、70℃以上に保ち、沸かしてから30分以上放置していないものを提供する。</div>
② オムツ替えの場	<ul style="list-style-type: none">・容易にオムツ替えができるよう、ベビーシート、ベビーベットなどが設けられていること

2 市の広報（予定）

(1) PRチラシの作成

事業の内容や施設の一覧を掲載したチラシを作成し、保育園、子育てサロン、児童館などを通じ子育て家庭に配布します。

(2) 市ホームページへの掲載

市ホームページの中に、「赤ちゃんの駅」の専用コーナーを設け、施設の情報などを掲載します。

(3) 市広報紙等への掲載

市広報紙を始めとする様々な広報媒体を使ってPRします。

3 登録までの流れ

(1) 届出書の提出

届出書を市子ども政策課へ御提出ください。

(2) 現地確認

市子ども政策課の担当者が現地を確認させていただきます

※授乳等の提供スペースの現況写真を取らせていただきます。

(3) 登録

市担当者の確認後、登録させていただきます。

(4) 表示用ステッカー等の交付

登録後、表示用のステッカーやのぼり旗等をお渡しします。